

全体会計財務書類における注記

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産……………取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
 - ア 昭和59年度以前に取得したもの……………再調達原価
ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。
 - イ 昭和60年度以後に取得したもの
取得原価が判明しているもの……………取得原価
取得原価が不明なもの……………再調達原価
ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。
- ② 無形固定資産……………取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
 - 取得原価が判明しているもの……………取得原価
取得原価が不明なもの……………再調達原価

なお、地方公営企業法が適用される会計においては、原則、取得原価としています。

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的有価証券……………償却原価法（定額法）
- ② 満期保有目的以外の有価証券
 - ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格
（売却原価は移動平均法により算定）
 - イ 市場価格のないもの……………取得原価（又は償却原価法（定額法））
- ③ 出資金
 - ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格
（売却原価は移動平均法により算定）
 - イ 市場価格のないもの……………出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

<水道事業会計のみ該当>

- ① 材料……………先入先出法・切放法による低価法
- ② 材料以外……………先入先出法・原価法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
 - 建物 6年～50年
 - 工作物 5年～60年
 - 物品 3年～20年

- ② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法
（ソフトウェアについては、当市における見込利用期間（５年）に基づく定額法によっています。）
- ③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が１年以内のリース取引及びリース契約１件あたりのリース料総額が３００万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）
……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

（５）引当金の計上基準及び算定方法

- ① 徴収不能引当金
未収金については、過去５年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。
長期延滞債権については、過去５年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。
- ② 退職手当引当金
期末自己都合要支給額を計上しています。
- ③ 賞与等引当金
翌年度６月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

（６）リース取引の処理方法

- ① ファイナンス・リース取引
ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が１年以内のリース取引及びリース料総額が３００万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）
通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。
- イ ア以外のファイナンス・リース取引
通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。
- ② オペレーティング・リース取引
通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

（７）連結資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物
なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

（８）消費税等の会計処理

水道事業会計、公共下水道事業会計を除き、消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

（９）連結対象団体（会計）の決算日が一般会計等と異なる場合の処理

決算日と連結決算日の差異が３か月を超える連結対象団体はありません。

2. 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更

変更はありません。

(2) 表示方法の変更

変更はありません。

(3) 連結資金収支計算書における資金の範囲の変更

変更はありません。

3. 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

該当ありません。

(2) 組織・機構の大幅な変更

該当ありません。

(3) 地方財政制度の大幅な改正

該当ありません。

(4) 重大な災害等の発生

該当ありません。

(5) その他重要な後発事象

該当ありません。

4. 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

小口事業資金及び商工業振興資金について、埼玉県信用保証協会が行う市町村制度金融保証の債務の保証の引き受けに係る損失補償契約を締結しております。

(2) 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの

該当ありません。

(3) その他主要な偶発債務

該当ありません。

5. 追加情報

(1) 連結対象団体（会計）

団体（会計）名	区分	連結の方法
水道事業会計	地方公営企業会計	全部連結
公共下水道事業会計	地方公営企業会計	全部連結
国民健康保険事業費特別会計	特別会計	全部連結
交通災害共済事業費特別会計	特別会計	全部連結
介護保険事業費特別会計	特別会計	全部連結
後期高齢者医療事業費特別会計	特別会計	全部連結

(2) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき、出納整理期間を設けられている団体（会計）においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体（会計）と出納整理期間を設けている団体（会計）との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。